

石巻市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成27年3月30日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 伊 藤 啓 二

- 1 監査対象団体 和渕テレビ共同受信施設組合
- 2 所 管 部 局 総務部情報システム課
- 3 監査対象範囲 平成25年度財政的援助に係る出納その他の事務の執行
- 4 監 査 期 間 平成27年2月9日から同年3月30日まで
- 5 監 査 場 所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 6 監 査 結 果 平成25年度の出納その他の事務の執行について、提出された帳簿及び証拠書類に基づき事務処理状況を試査したところ、特に指摘事項は認められませんでした。